

令和3年度北見市地域包括支援センター運営方針案について

【法的根拠】

介護保険法により、市は包括的支援事業を地域包括支援センターに委託する場合は、運営方針を明示しなければならないとされている。（法115条第47第1項）

【主な変更点】 要点抜粋

2 地域共生社会の実現に向けてのセンター役割（1ページ）

地域住民が抱える課題は、複雑化、複合化してきており、介護、障がい、生活困窮、子育てなど分野の枠を超えた取組みを進め、「地域共生社会」の実現に向け、センターには、「地域共生社会」の視点を持ったアセスメントで、高齢者の支援だけではなく、世帯の課題に気づき、支援を必要とする高齢者の介護者も適切な関係機関に繋ぐ「断らない、つなぐ」相談支援等を行います。

3 重点取組項目（5ページ）

「断らない、つなぐ」相談支援

地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を一旦すべて受け止め、「地域共生社会」の視点を持ったアセスメントで、高齢者の支援だけではなく、世帯の課題に気づき、支援を必要とする高齢者の介護者も適切な関係機関に繋ぐ「断らない、つなぐ」相談支援等を行います。

（1）総合相談（6ページ）

- ③ 市や障がい者相談支援センター、自立支援センター、成年後見支援センター、子育て包括支援センター等の関係機関と連携し、「断らない、つなぐ」相談支援を行います。
- ④ 相談のみではなく、要援護高齢者福祉サービス等の申請の支援を行うなど、相談者の困りごとに寄り添った対応を行います。
- ⑤ 相談者、相談経路、相談内容等の類型化、経年分析等を行い、その内容を市やセンター内で共有し、地域支援に活用します。
- ⑥ 支援を終結する場合は、下記に基づき、担当者個人ではなくセンターとして組織的に終結の判断を行うように確認体制を整えます。

総合相談支援における終結の目安

- (1) 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- (2) 心身の状況や介護体制が安定しており、支援の必要がないと判断された場合
- (3) 他機関に引継ぎを行い、他機関による適切な支援が確認された場合
- (4) 転居又は死亡した場合（転居の場合は、必要に応じて転居先の関係機関に引継ぎを行う）
- (5) その他、複数の職員（職種）で検討し、終結が妥当と判断した場合 等

(1) 権利擁護 (9 ページ)

② 成年後見制度の活用

成年後見制度の活用*とともに、成年後見支援センターと連携を図り、本人、親族申立においては主体的に支援を行います。

*市長申立の要件の審査基準は「北見市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を参照

④ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の事例を把握した場合には、速やかに適切な支援をします。なお、高齢者虐待への対応は、所定の様式にて記録し市に報告*します。

*別紙「北見市高齢者虐待対応の流れ」を参照

5 医療と介護の連携推進 (10 ページ)

緊急時の対応がスムーズに実施できる北まる net「救急医療情報」の周知及び登録等を行うとともに、エンディングノートを活用し、市民がACP（希望する医療や介護について考え、周囲の人たちと話し合う）への関心を持つようにします。

6 認知症施策の推進 (認知症総合推進事業) (10 ページ)

(3) 普及啓発や見守り体制等の構築

認知症の正しい理解を普及、啓発する認知症サポーター養成講座、図書館での展示等の開催や、行方不明から高齢者等を守るSOSネットワークの周知、行方不明者検索模擬訓練「あつたか見守り声かけ体験会」、認知症カフェ「オレンジカフェ」等を行い、地域住民や関係機関等が、認知症高齢者や介護者を地域で支え、見守る体制の構築に努めます。

8 介護予防に係るケアマネジメント業務 (11 ページ)

(1) 業務内容

要支援及び介護予防、生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、北見市が示す介護予防に係るケアマネジメントの基本方針に基づき、ケアマネジメントを実施します。

1 介護者の支援 (12 ページ)

介護者同士が交流や研修等のできる場(介護者交流事業)を設けることで、介護者が介護への理解を深めるとともに、心身のリフレッシュができるよう努めます。

3 感染症や非常災害発生時の業務継続に向けた取組みの強化【追加】 (14 ページ)

(1) センターに求められる役割

感染症や非常災害の発生時にも、利用者に対して必要な支援が継続的に提供されることが重要であり、事前の準備を入念に進めていくことが求められています。

(2) 感染症発生時に備えた取組み

センター内で感染症が発生した場合は、電話で相談を受けられる体制を可能な限り取り、業務の緊急性、優先順位を検討、業務内容の調整を行い、センターでの対応が困難な場合は市や他センターで協力し、利用者に不利益が無いよう対応します。

(3) 非常災害発生時に備えた連絡体制の整備

非常災害時における対応については、市とセンター、センター職員同士の連絡体制を整備し、情報共有を図ります。

(4) 職員の安全確保

感染症や非常災害発生時に業務継続を図るにあたり、職員の生命、身体等の安全確保や職員の感染防止対策とあわせて、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが重要となります。